

鳥取県告示第130号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項の規定に基づき、指定居宅サービス事業者から当該指定居宅サービスの事業を廃止する旨の届出があったので、同法第78条の規定により、次のとおり告示する。

平成25年2月26日

鳥取県中部総合事務所長 宮 本 京 子

事業者の名称 又は氏名	指定に係る事業所 の名称	指定に係る事業所 の所在地	届出年月日	廃止年月日	サービスの種類
社会医療法人 仁厚会	藤井政雄記念病院	倉吉市山根43-1	平成25年2月 14日	平成25年3月 14日	居宅療養管理指導、 訪問看護
〃	訪問リハビリテー ションふじい	〃	〃	〃	訪問リハビリテーシ ョン
社会福祉法人 北栄町社会福 祉協議会	社会福祉法人北栄 町社会福祉協議会 訪問入浴介護事業 所	東伯郡北栄町瀬戸 29-9	〃	平成25年3月 31日	訪問入浴介護